

第10回世田谷区農業委員会総会

日：平成30年5月31日（木）

場所：世田谷区役所第二庁舎第5委員会室

第10回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：平成30年5月31日（木）午後3時から

開催場所：世田谷区役所第二庁舎第5委員会室

出席の委員：会長 高橋昌規、会長職務代理者 穴戸幸男、山崎義清、佐藤満秀、橋本隆男、渡邊武彦、田中光男、高橋敏昭、上野博、佐藤治雄、池亀宏、森安一、田中宏和、永井潔、三田浩司、高橋良治、苅部嘉也、山崎節彌、諸星養一、真鍋よしゆき、菅沼つとむ

欠席の委員：なし

出席の職員：事務長 筒井英樹、事務次長 河野裕宣、主事 會田航、主事 湯本由美

午後 2 時57分開会

事務局 皆さん、こんにちは。ただいまより、第10回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

(資料確認、会長あいさつ)

高橋会長

議事に入ります前に、本日は欠席されております方はいらっしゃいません。全員出席でございますので、総会が成立していることをご報告いたします。

本日の署名委員ですが、真鍋よしゆき委員と山崎義清委員、よろしくお願いいたします。

それでは、次第 4 の議案の審議に入ります。

今回は、(1)の第 1 号議案はございません。

(2)の第 2 号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第 2 号議案は全て専決処理となっておりますので、報告のみとさせていただきます。

転用届出等の内訳ですが、農地法第 4 条が 1 件、農地法第 5 条が 2 件となっております。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

事務局 それでは、お手元の資料No.1をご覧くださいと思います。

第 2 号議案農地法第 4 条に基づく転用届出について。

全件専決処理のため報告のみとさせていただきます。

受付番号30-4-1。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

続きまして、資料No.2 - 1に移らせていただきます。第 2 号議案農地法第 5 条に基づく転用届出について、全件専決処理のため報告のみとさせていただきます。

受付番号30-5-1。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

資料No.2 - 2、受付番号30-5-2。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

事務局からは以上でございます。

高橋会長 この件について質問がありましたら、お願いいたします。

菅沼委員 さんの件なんですけれども、これは結構大きな土地だろうと思うんですけども、問題なかったのでしょうか。

事務局 資料No.2 - 1の案件、受付番号30-5-1についてでございますけれども、状況を確認

させていただく中で、登記簿も畑、現況も畑であること、また、ここは生産緑地にもかかっていない宅地化農地であることも確認させていただいていますので、農地法等の手續等の部分につきましても問題ございません。

高橋会長 他にないようですので、第2号議案は終了といたします。

次に、(3)の第3号議案、その他の事項についてを上程いたします。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてが3件ございます。農地法第3条第2項第5号に規定する農業委員会が定める面積等についてが1件ございます。

それでは、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを審議いたします。3件ございますので、順に審議いたします。

1件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.3-1をご覧くださいと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 それでは、佐藤治雄委員、調査結果の報告をお願いいたします。

佐藤(治)委員 5月18日に事務局2人と現地を見てまいりました。耕作人は さん、そして さん、お2人が主で働いております。土日、あるいは祭日には さん2人も手伝っているということでございます。

丁目の畑ですけれども、大根、枝豆、果菜類、ジャガイモ、そして、ミカンが植わっています。苗木の部分もありましたけれども、苗木が 本くらい植わっていたんですが、今年の冬の寒さでかなり枯れてしましまして、新しい苗を注文してあるということで、この時点ではまだ来ていませんでしたけれども、届き次第、全部植えかえるというお話でした。

それから、 丁目の畑ですけれども、両方とも栗畑です。栗ですから、何本か枯れているのがありましたけれども、そこはもう既に新しい苗が植わってありました。下はちょっと草が生えておりましたけれども、ある程度草が伸びた時点で刈り払い機できれいに刈る、それを1年に何回か繰り返してやっているということでございます。できたものは、庭先販売で全部売っているということでございます。

見た感じ、お話を聞いた感じでは問題ないのではないかと思います。

以上です。

高橋会長 ありがとうございます。この件につきましてご意見並びに質問などございま

したら、お願いいたします。

(担当地域について質疑応答)

高橋会長 それでは、決をとらせていただいてよろしいですか。証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することいたします。

次に、2件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.3 - 2をご覧くださいと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 それでは、この件について調査されました佐藤満秀委員、調査結果の報告をお願いいたします。

佐藤(満)委員 平成30年5月17日木曜日、午前10時から現地生産緑地の管理状況及び利用状態の調査を実施いたしました。当日の調査メンバーは、事務局2名と私、佐藤の3名で実施いたしました。立会人は、証明願申請者本人の さんに対応願いました。

畑地には夏野菜が栽培されておりましたが、調査時点では、まだトンネルですとか虫よけネットで覆われているような状態で、仕立てられている状態ではありませんでした。野菜の栽培及び販売は さんと さんの2人で行われており、畑での直売及び自宅前での直売でほぼ100%の販売対応ということでございました。

生産緑地利用状態及び肥培管理は概ね良好だと思われ、問題なしと判断いたしました。

報告とさせていただきます。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 では、ないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することいたします。

次に、3件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.3 - 3をご覧くださいと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 それでは、この件で調査されました山崎義清委員、調査結果の報告をお願いいたします。

山崎(義)委員 5月17日に、事務局2人同席で さんにお会いいたしました。農業経営としては、相続人の さんと さんの2人でやっています、 さんはお勤めということで、今後も2人でやっていくということをおっしゃっていました。

農作物なんですけど、少量多品種で、トマト、キュウリ、ナス、夏のトウモロコシとか枝豆、非常にたくさんの品種をやっています。冬は、ほかと一緒に大根とか白菜とかコマツナをやっていくということで、自宅の前に自販機がありまして、そこで全部売ってしまいます。反の畑をいろんな品種で分けてやっていますので、非常に大変だと思います。

肥培管理の方は、そのように2人でやっているんですけど、とてもきれいにやられておりまして、全く問題ないと思います。

ちょっと余談なんですけど、実は、私も農業7年目なので、見たのですが、トマト、キュウリの作り方、トウモロコシの作り方が非常にきれいで、盆栽のような作り方をしています、トマトも真っすぐ垂直に立っているような状態なんですけど、都市農家の中では、あれが一番いいんじゃないか。反の畑をぐるぐる回して、その前で自販機で売ってしまう。トウモロコシも3段階に分けて、枝豆もちゃんと分けてあるということで、機会がありましたら、研修生なんかが行ったら、都市農家のサンプルになると僕は思いました。

以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 それでは、意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

以上で引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議は終わります。

次に、農地法第3条第2項第5号に規定する農業委員会が定める面積等についてを上程いたします。

まずは、事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.4、第3号議案農地法第3条第2項第5号に規定する農業委員会が定める面積等について、ご協議をお願いしたいところでございます。

本件につきましては、毎年この時期に農業委員の皆様にご審議いただいている案件でございますが、今期の農業委員の皆様におかれましては、初めてご審議いただく案件でございますので、過去の経過も含め詳しく説明をさせていただきます。

まず、5ページ、農地法、農地法施行規則抜粋の根拠条文に基づきまして、説明させていただきます。農地法第3条につきましては、先月の農業委員会総会、それ以前にさかのぼりますと、昨年11月の農業委員会総会でも農地法第3条の案件があったかと思えます。そちらを思い浮かべながら、説明を聞いていただければと思います。

農地法第3条第1項、農地または採草放牧地について所有権を移転し、または地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権もしくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、もしくは移転する場合には、政令に定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないと書かれています。こちらは、農地を農地として所有権の移転、賃借権等の権利を設定、移転する場合などに農業委員会の許可が必要ということが書かれているとご理解いただければと思います。

続きまして、農地法第3条第2項の条文に移らせていただきます。2は第2項のことでございます。前項、これは今申し上げました第3条第1項のことでございます。前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができないと定められている中で、その次の各号の中の1つ、五が第5号になります。第1号に掲げる権利を取得しようとする者またはその世帯員等がその取得後において耕作の事業に供すべき農地の面積の合計及びその取得後において耕作または養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、いずれも、北海道では2ヘクタール、都府県では50アール、括弧書きになりますけれども、農業委員会が、農林水産省令

これは後ほど触れさせていただきます農地法施行規則のことでございます
で定める基準に従い、市町村の区域の全部または一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積に達しない場合は許可をすることができないと定められています。北海道では2ヘクタール、2万㎡、都府県においては50アール、5000㎡でございますけれども、世田谷区においては、

今現在、3000㎡、30アールと定められていることについては、今までの総会の中でもご説明してきたところでございます。

続きまして、今度は農地法施行規則第17条第1項に触れさせていただきます。別段の面積の基準でございます。法 これは今申し上げた農地法のことでございます 第3条第2項第5号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとすると定められている中で、第1号、設定区域（農業委員会が法第3条第2項第5号の規定に基づき別段の面積を定める区域をいう。第3号及び次項において同じ。）は、自然的経済的条件から見て営農条件が概ね同一と認められる地域であること。第2号、農業委員会が定めようとする別段の面積の単位はアールとし、その面積は10アール以上であること。第3号、農業委員会が定めようとする別段の面積は、設定区域内においてその定めようとする面積未滿の農地または採草放牧地を耕作または養畜の事業に供している者の数が、当該設定区域内において農地または採草放牧地を耕作または養畜の事業に供している者の総数の概ね100分の40、つまり40%を下らないように算定されるものであることと定められています。

次に、6ページに移らせていただきます。農地法施行規則第17条第2項の条文でございます。設定区域が次の各号 今から申し上げる第1号、第2号になります のいずれにも該当する場合には、法第3条第2項第5号の農林水産省令で定める基準は、前項、第1項の規定にかかわらず、当該設定区域及びその周辺の地域における農地または採草放牧地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等から見て、新規就農を促進するために適当と認められる面積とすると定められている中で、第1号、当該設定区域内に現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地その他その適正な利用を図る必要がある農地が相当程度存在すること。また、第2号、当該設定区域の位置及び規模から見て、当該設定区域内において法第3条第2項第5号に規定する面積（北海道では2ヘクタール、都府県では50アールである面積をいう。）未滿の農地または採草放牧地を耕作または養畜の事業に供する者の数が増加することにより、当該設定区域及びその周辺地域における農地または採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないことという法律の条文でございます。こちらの詳細につきましては、これから要約した形でご説明させていただきますので、ご承知おきいただければと思います。これに基づきまして、実際に第3号でお諮りする内容について説明させていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

1ページに戻らせていただきます。農地法第3条第2項第5号に規定する農業委員会が定

める面積等についての1、主旨でございます。今ご説明させていただきました農地法第3条第2項第5号に規定する農林水産省令で定める基準に従い、当委員会が30アールに設定した下限面積等を修正するかについての審議を求めるということが本題でございます。

2、審議を求める理由に移らせていただきます。今条文にてご説明いたしました平成21年12月施行の改正農地法により農業委員会が農林水産省で定める基準に従い、市町村の区域内または一部についてこれらの面積（北海道で2ヘクタール、都府県で50アール）の範囲内で別段の面積を定め、これを公示したときにはその面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として制定できることとなり、当委員会では、平成24年5月31日開催の総会において別段の面積を世田谷区全域で30アールとすることと定め、平成24年6月7日公示（同日施行）したところでございます。このことについては、農林水産省の通知となりますが、「農業委員会の適正な事務実施について」の中で、農業委員会は、毎年、下限面積、つまり別段の面積の設定または修正の必要性について検討し、当該検討結果を公表することとされているため、このたびご審議を求めるところでございます。

3、審議する内容に移らせていただきます。まず、(1)農地法施行規則第17条第1項の適用について、現行の下限面積は、自然的経済的条件から見て営農条件が概ね同一と認められる地域を世田谷区全域とし、2010年に行われました農林業センサスのデータをもとに世田谷区全域の農家の41.4%が30アール未満の経営耕地面積となっていることから設定したものであり、修正する基準面積に変更はないかということが1点。また、(2)農地法施行規則第17条第2項の適用について、平成29年度、昨年度の農地法第30条の規定に基づく利用状況調査

昨年9月から10月に皆様に行っていただきました農地パトロールの結果、区内の遊休農地はほぼないに等しい状況にあるが、当該設定区域における農地の保有、利用の現況、将来の見通し等から見て、新規就農を促進するために適当と認められる面積は幾つか。この2点をもとにご審議いただく中で、区域を修正する必要があるかについては、現在は世田谷区全域で修正する必要があるか、として、現在は30アールと設定されております下限面積を修正する必要があるか、委員の皆様にご審議いただいた上で総合的に結論づけるものということで、よろしく申し上げます。

裏面の2ページに移らせていただきます。4、設定できる別段の面積の範囲でございます。先程触れさせていただきました農地法施行規則第17条第1項の条文により、自然条件から見て概ね同一と認められる地域で、面積の単位はアールで、10アール以上、その地域で設定しようとする面積未満の農地を耕作の事業に供している者の数が、農地を耕作の事業に供して

いる者の総数の100分の40、40%を下らないように算定することとなっています。なお、補足説明になりますけれども、農林水産省の通知におきましては、下限面積については10アール以上の整数倍であること、また、平均規模が特に小さい地域においては10アール未満に設定することが可能と通知がされており、新規就農者の参入やUターン者の定住の促進を図っている自治体もあるということを経済局としても情報提供させていただきます。

5、世田谷区で設定できる別段の面積でございますけれども、まず、(1)農林業センサスデータで、7ページにもご案内していますので、合わせて比較してご覧いただければと思います。平成27年の農林業センサスデータによると、世田谷区の農業経営体戸数は212戸で、その40%は84.8なので、85戸以上になればよいこととなる。つまり、85戸以上になれば40%は下らないということをご理解いただければと思います。そこで、7ページの表を合わせて見ていただき、10アール未満が延べ戸数でいうと6戸、20アール未満が延べ戸数でいうと55戸、30アール未満が延べ戸数でいうと93戸、よって30アール未満が設定できる面積となります。つまり、30アールに達しない場合は、所有権移転等の許可をすることができないと定められているとご理解いただければと思います。

続きまして、今度は基本となる情報として、(2)農家基本調査データで、8ページにも結果が出ているので、比較してご覧いただければと思います。平成29年の世田谷区農家基本調査データによりますと、世田谷区の農家戸数は325戸で、その40%は130となりますので、130戸以上になればよいこととなる。要は130戸以上になれば40%は下らないとご理解いただければと思います。農家基本調査データをご覧いただければ分かりますとおり、延べ戸数で見ますと、10アール未満が3戸、20アール未満が139戸、30アール未満が204戸、よって20アール未満が設定できる面積になる、つまり、20アールに達しない場合においては、所有権の移転等の許可をすることができないという流れとご理解いただければと思います。

参考までに、過去に審議された経過について、6、7で触れさせていただければと思います。

まず、6、平成24年5月総会開催時の下限面積の制定理由について説明させていただきます。区内経営農地は減少を続けており、その主な原因は相続税等の税負担の問題であり、建議等で国に改善を働きかけているところである。一方、国に働きかけるだけでなく、農業委員会みずからができることも積極的に行う必要がある。権利移転の際の下限面積の基準を引き下げることで、少しでも農地保全に効果があるのであれば、別段の面積を設定したいということでございます。

毎年この時期と先程触れさせていただきましたけれども、7、平成25年5月、平成26年5月、平成27年6月、平成28年6月及び平成29年6月の総会開催時の下限面積の審議結果について報告させていただきます。(1)農地法施行規則第17条第1項の適用についてでございますけれども、2010年農林業センサスにおいて、世田谷区全域の農家の41.4%が30アール未満の経営耕地面積であり、修正する基準面積に変更はないということが1点、また、(2)農地法施行規則第17条第2項の適用について触れさせていただきますと、平成24年度以降の各年の農地法第30条の規定に基づく利用状況調査(農地パトロール)の結果、区内の遊休農地はほぼないに等しい状況であり、当該設定区域における農地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等から見て、現行の下限面積を引き下げることが新規就農を促進するために適当とは認められない。上記理由により、平成24年に下限面積を設定したときと状況がほとんど変わっていないことから、変更しないこととしたという審議をさせていただいた経過があることをご報告させていただきます。

3ページ、8、審議をするうえで留意する事項に移らせていただきます。まず、(1)農地法に下限面積制限の基準が設けられている理由について説明させていただきます。新たに農地を取得した後においても、なお下限面積に満たないような零細経営農家の場合は、多くの場合農業で自立することはできず、農業の生産性も低く、農業生産の発展と農用地の効率的な利用が図られにくいこと。また、限りある農地の効率的な活用を図っていくためには、農業者として農業経営に対する意欲も能力もある人に優先利用させ、零細な我が国農業経営の規模拡大と構造改善に資することが国の対策として重要であることをご説明させていただきます。

(2)農地法第3条第2項のその他の許可要件について、参考にご説明させていただけたらと思います。この部分においては、先月の農業委員会総会及び昨年11月の農業委員会総会でも第3条第2項について項目を挙げさせていただきました。農地を売買あるいは賃借する場合には、農業委員会の許可が必要となり、農地法上申請があったとしても許可をしてはならない場合が明記されています。

具体的な要件の主なものとして、まず、全部効率利用要件、農地法第3条第2項第1号に限られているところでございます。耕作の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数、技術から見て権利を取得しようとする者(世帯員を含む)が、農業経営に供すべき農地の全てについて効率的に利用して耕作等をするとは認められない場合、これはみずから農地の全てを効率的に利用して耕作としないで、耕作放棄をしたり、他人に転売したり、

貸し付けたりするために権利を取得しようとすることを防止するためでございます。

農作業常時従事要件、この部分は第3条第2項第4号に書かれております。権利を取得しようとする者（世帯員を含む）が、農業経営に必要な農作業に常時従事すると認められない場合。この判断に当たっては、年間150日以上農作業に従事している場合は常時従事していると認められることとなっています。

下限面積要件で、この部分は先程もご説明させていただきました第3条第2項第5号でございます。権利取得後の経営面積が都内で50アール未満である場合。ただし、農業委員会が別段の面積を定め公示した場合はその面積ということで、現在、世田谷区においては30アールということで下限面積を下げています。その部分で、米印、下限面積未満でも許可できる条件、要は例外規定が3点ございます。まず、ア、権利取得後の経営が、草花等の栽培で集約的なものであると認められる場合。要は3000㎡なかったとしても、1つの農地で何回転、2回転なり3回転やっている中で、実質的に3000㎡以上やっていますという場合については、例外規定が適用されることが書かれています。イ、農業委員会のあっせんに基づく交換の場合で、交換の一方のものの権利の取得後の経営面積が下限面積を下回らないと認められる場合。ウ、農地の位置、面積、形状から見て、隣接農地と一体的に利用しなければ利用することができない場合であって、隣接農地を耕作している者が、当該農地の権利を取得する場合に限られているところでございます。ウの部分については、参考までに、農地が3カ所ありましたが、隣同士になっています、そのこの両端の部分は実は同じ方が持っています、その間が別の方が持っています、その部分で農地の売買、貸借等をする場合において、真ん中の部分を両端の方がもらいますという話においては、逆に言うと、その方しか現状できないということが想定される。そういう部分をイメージして適用されるのがウであります。

地域との調和要件、この部分は第3条第2項第7号にあるところでございます。所有権等権利取得後において行う耕作の事業内容、その農地の位置及び規模から見て農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合、また、(3)優良農地の確保及び農地の分散防止、(4)資産保有を目的とした取得防止ということで、許可要件が定められています。

4ページに移らせていただきます。9、審議後の手続きとしまして、これは毎年行っていますけれども、(1)別段の面積等を変更した場合、その結果を公示する。また、世田谷区ホームページにて公表するということが1点、また、(2)別段の面積等を変更しなかった場合、その結果を世田谷区のホームページにて公表するということになってございます。

7ページに移らせていただきます。根拠資料の1つとなります世田谷区で設定できる別段面積計算表で、まず1点目、農林業センサスのデータについてご説明させていただけたらと思います。1、平成27年(2015年)に行われました農林業センサスのデータによる試算で、この表をご覧くださいいただければ分かる通り、農業経営体戸数は212ありました。括弧の数で延べ数とありますけれども、30アール未満のところ、93と延べ数が書かれています。その部分のパーセンテージが40%を下らない43.9%となっているところから、30アール未満に設定できるとご理解いただければと思います。なお、参考として、平成22年農林業センサスのデータによる試算におきましても、農業経営体戸数251戸のうち、括弧書き延べ数104が30アール未満であるということで、41.4%となっていますが、この分が40アールを下らないということから、30アール未満が設定できる面積になりますということでございます。

8ページをご覧くださいいただければと思います。もう1つの根拠としての参考資料となります。2、平成29年世田谷区農家基本調査のデータによる試算について触れさせていただきます。まず、農家戸数は325戸ある中で、延べ数139という部分が42.8%で、この表の20アール未満が設定できる面積になるとご理解いただければと思います。また、参考までに平成28年世田谷区農家基本調査のデータによる試算におきましても、農家戸数334ある中で、延べ数145が43.4%で、こちらも20アール未満が設定できる面積となっているとご理解いただければと思います。なお、今ご説明させていただきました農林業センサスの調査基準、調査の対象、また、世田谷区農家基本調査の調査対象は9ページに書かれていますので、参考までに後ほどご確認くださいと思います。

今度は10ページに移らせていただきます。他の自治体の状況について、参考までに説明させていただきます。まず、1、都内の他の自治体の設定状況を から まで掲げさせていただく中で、 から は世田谷区以外、具体的に申し上げますと、島及び八王子市等、都下で下限面積を設定されている部分が多いということでございます。ほとんどこちらの自治体においては、先程農地法改正が平成21年と申し上げましたけれども、農地法改正以前に市街化区域以外、市街化調整区域では定めることができていたということで、この50アール未満という部分について、各々設定していたという話を聞いています。

2、世田谷区において別段の面積を設定するメリットについて触れさせていただきますと、(1)別段の面積を設定することにより、少しの可能性ではあるが、農地を集積した農作業の効率化と農業経営安定化、農地保全に寄与することとなるということが1点、また、(2)区内の経営農地は減少を続けており、その主な原因は、相続税等の税負担の問題である。税制

等の制度改善のための国等への要望活動は、継続実施しているところであるが、世田谷区が別段の面積を設定したことは23区内初であり、さらなる貴重な都市農地保全に対するアピールとなるということをメリットとして挙げさせていただいたところでございます。

次に、3、世田谷区において別段の面積を設定するデメリットということで3点挙げさせていただきます。(1)都市部においては土地の価格が高いため、農地取得後、他人に転売や貸し付け、資産保有のための取得等、法の悪用を図るものが出て、それを見抜けなかった場合、下限面積を設定することにより農地減少を助長してしまうおそれがあるということ。(2)新規就農者が農地取得後に、ある事由で農業経営の継続が困難になった場合、農地が適切に管理されなくなるおそれがあるということ。(3)下限面積を設定することにより生産緑地の貸借が行われることがあるが この部分について補足説明させていただきますと、現時点では、貸借については大変ハードルが高いところでございます。また、それを貸借するに当たっても、農地法第3条の許可を受けることが前提となっています。生産緑地で貸借を行った場合には、主たる従事者は、生産緑地所有関係者ではなく貸借人となるため、相続が発生した際に買い取り申し出の手続きができなくなり、生産緑地の解除ができない事態となるおそれがある。デメリットとして3点挙げさせていただいたところでございます。

最後のページ、A4横書きになりますが、参考までに下限面積について、先程何度か触れさせていただきましたけれども、農地法第3条の案件があった中で、下限面積に係る条文を適用した部分をまとめた参考資料をつけましたので、触れさせていただきます。過去3年から4年前というところから直近の部分について挙げさせていただいたところでございます。件数でいいますと8件で、具体的に言いますと、平成29年11月及び30年4月に行われた7、8は、今期の農業委員会総会の中で審議をさせていただいたところでございます。

この表の見方としては、まず、この表の一番右端、権利取得後の譲受人の農地面積という部分が、基本的に30アール、3000㎡以上あれば、まず許可相当になりますということをご理解いただければと思います。3000㎡がなかった場合の例外規定ということで先程触れさせていただきましたけれども、その左にある参考という欄を合わせて補足説明させていただきますと、ひし形で「下限面積未満だが」と書かれているところがあります。1から3については、農地法施行令第6条と書かれております。ちなみに、5から7は農地法施行令第2条と書いております。これは、26年、27年、28年の期間において農地法施行令に改正があり、今現在は、例外規定は農地法施行令第2条が適用になるんですけれども、1から3の農地法第6条は、今現在は農地法施行令第2条に変わっておりますので、第6条については第2条と

読みかえていただいて結構でございます。

第3項は共通ですので省略させていただきますけれども、その後の第3号とか第1号と記載部分のご説明をさせていただきます。第1号、第2号、第3号の例外規定がどういう説明になっているかは、3ページをご覧くださいと思います。3ページの真ん中から下の部分、下限面積要件の米印、下限面積未満でも許可できる条件ということで、ア、イ、ウと、各々説明させていただきます。こちらの部分が、今申し上げた第1号、第2号、第3号と読みかえていただければと思います。すなわち、第1号については、権利取得後の経営が、草花等の栽培で集約的なものであると認められる場合。所有している農地面積は3000㎡未満なんですが、実態として、少ない面積の中で2回転、3回転させて、実質的に3000㎡以上やっていますという方については例外規定が認められるというところが、このア、つまり第1号とご理解いただければと思います。また、第3号においては、ウに該当するところがございますけれども、農地の位置、面積、形状から見て、隣接農地と一体的に利用しなければ利用することができない場合であって、隣接農地を耕作している者が、当該農地の権利を取得する場合は第3号に当たるとおっしゃっていただければと思います。

この表をご覧くださいいただければお分かりいただけるかと思っておりますけれども、例外規定を使わなかった部分は、参考が空欄となっております4と8で、要は3000㎡以上持っていますというところが2件ある。それ以外の案件については例外規定を適用していると思っただけならと思います。

事務局の説明は以上でございます。

高橋会長 この案件につきましては、先程事務局がおっしゃいましたけれども、平成24年、ちょうど私が前々回に会長を仰せつかっているときに審議させていただきました。先程も説明がありましたが、なかなか難しいと言えれば難しいんです。なぜ難しいかということ、広さというよりも土地が高過ぎて、そう簡単に購入という訳にはいかないということがあります。だからといって、手をこまねいて50アールでいいのかということも考えて、せっかく農業委員会があるなら、少しは農地を保全するためにやってみようではないかということが発端でございます。

このことにつきましては、毎年30アールでいいのか、もっと下げるかということをお話しさせていただきました。ただ、皆さん、もっと下げたいとは思いますが、とりあえず様子を見ようという方々ばかりで、30アールのまま今日まで参りました。今回また、別段の面積を定める設定区域を世田谷全域でいいのか、あるいはどこか別のところ1カ所、こっちはだめ

とかという形にしていいのか。今、30アールと設定していますけれども、先程説明しましたように、40%というのは20アールまで落とせるということですので、そこまで修正をかけるか。これを決めていただくことにはなりますが、大変難しい問題です。これは年に1回のみの審議でありますので、慎重にご判断をいただきたいと思っています。ですから、本日は提案内容をお持ち帰りいただきまして、次回、6月の総会時に改めて審議させていただきたいと思えます。

委員の皆様には、次回までに考えをまとめていただくということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

高橋会長 それでは、次回に再審議といたします。次回の総会の際には、山崎義清委員から時計回りで1人1人ご意見をいただいて、最終的には挙手によって決定したいと考えております。

質問ございますでしょうか。

高橋(良)委員 東京都内の設定状況で、練馬区は入っているんですけども、ほかの区の状況がわかれば、教えてください。

事務局 ほかの区の状況について申し上げますと、世田谷以外は全て50アールです。ある意味、世田谷だけが下限面積を下げて、広く受け入れようと、その部分の受け入れ態勢をとろうというところで、世田谷区だけが今30アールでございます。

高橋会長 30アールになってから4件くらいあるとは私も思っていなかったんですが、結構あるんですね。

事務局 年1回、年2回ぐらいです。

高橋会長 50アールじゃなくて、30アールじゃなくて、20アールであれば、結果は別にしまして、もうちょっと話があるのではないかなと思いました。

他にございますか。

佐藤(治)委員 デメリットは何かあるんですか。

事務局 デメリットは、先程も触れさせていただきましたけれども、あくまでも可能性という話になりますが、10ページ、2、3にメリット、デメリットということで箇条書きで挙げさせていただきました。

高橋会長 生産緑地の貸借については法律が新たに制定されますから、何とも言えないですけれども。

そんなことによろしいでしょうか。それでは、これをお持ち帰りになりまして、十分にご

検討の上、来月の総会で審議させていただきたいと思います。

それでは、農地法第3条第2項第5号に規定する農業委員会が定める面積等についての審議は終わります。

これをもちまして、第3号議案の審議を終了いたします。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)の平成30年7月の総会日程についてを協議します。

事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.5、平成30年度世田谷区農業委員会総会日程について(案)をご覧くださいと思います。

次回の総会開催日時につきましては、6月29日金曜日の午後3時から、会場はこちらの区役所第2庁舎5階第5委員会室にて開催されることが決定しております。

7月の総会開催日時におきましても、7月30日月曜日午後3時から、会場は、こちら区役所第2庁舎5階第5委員会室の予定となっております。ご確認をお願いいたします。

高橋会長 質問がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 それでは、7月の開催日時については原案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

高橋会長 では、原案のとおりに決定いたします。

次に、(2)の生産緑地の取得のあっせん依頼についてを協議いたします。

事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.6をご覧くださいと思います。生産緑地の取得のあっせん依頼についてでございます。

本件につきましては、前回、4月26日に開催されました第9回農業委員会総会にて、主たる従事者証明について農業委員の皆様にご審議いただき、問題ないということで証明書を発行した件でございます。総会翌日の4月27日付で買い取り申し出を受理し、東京都や世田谷区に照会をかけたが、買い取り申し出なしとの結論が出ましたので、今回、農業従事者の皆様にあっせんのご案内をする次第でございます。

それでは、本題に入らせていただきます。

(事務局より、あっせん内容などについて説明)

事務局からは以上でございます。

高橋会長 この件について、質問がありましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 ないようですので、協議事項は終了いたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

(1)から(3)について、事務局から報告願います。

事務局 それではまず、お手元の資料No.7をご覧くださいと思います。東京アグリマネジメントスクール農業経営者セミナーの開催について、一般社団法人東京都農業会議の方でご案内する資料でございます。

詳しい内容につきましては、1枚おめくりいただきまして、ピンク色のチラシをご覧くださいと思います。東京アグリマネジメントスクール農業経営者セミナーのご案内でございます。「都市農地をめぐる制度・税制改正について」ということで、6月14日木曜日、午後3時から5時まで、場所については裏面をご確認いただければと思いますが、武蔵野イングリホール11階にて開催されます。内容としましては、冒頭、会長の方からもご説明がありましたけれども、3点ある中で、生産緑地法等の改正について、国土交通省の担当者から、また、都市農地の貸借の円滑化に関する法律ならびに市民農園について、農林水産省の担当者から、また、底面の全部がコンクリート等で覆われた農業用施設の取扱いについて、農林水産省の担当者から、各々ご説明いただく予定となっております。1ページ目にお戻りいただければと思います。もし出席希望の委員がいらっしゃった場合においては、今日ではなくても結構です。6月4日月曜日ぐらいまでに農業委員会事務局までご連絡いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、3の備考の下の方にもありますとおり、実は、今回ご案内させていただくのは農業委員だけではなくて、都内の農業者さんに基本のご案内しております。農業委員及び農業推進委員、農業委員会職員向けには、別の機会に研修の場、多分7月ぐらいの区部の農業委員の研修になるかと思えます。そちらの部分においても改めて説明する場を設ける予定になっていきますので、ご承知ください。今回、都内農業者さん向けにご紹介するということで、定員をオーバーした際には、農業委員以外の農業者さんを優先させていただきたいというお話もありますけれども、今回、このタイミングで聞かれないという農業委員の皆様がいらっしゃいましたら、事務局あて申し込みいただければというところでございます。

資料No.7については終わらせていただきます。

続きまして、資料No.8でございます。毎年この時期に開催させていただいております世田

谷区夏季農産物品評会のご案内でございます。開催日時につきましては6月9日、10日で、毎年一緒でございますけれども、JRA馬事公苑前のけやき広場にて開催されます。9日におきましては、園芸即売市、野菜ソムリエによる「せたがやそだち」の試食がメインとして開催されるということが1点、10日におきましては、農産物の即売市、展示品の即売が開催されるということでございます。あわせて、分会場ということで、14日木曜日におきましてはJA東京千歳支店にて、また、16日土曜日におきましてはJA世田谷目黒本店及び喜多見駅前南口広場にて開催されます。もしお時間がある方はぜひご覧になっていただきたいと同時に、また、農業委員の皆様におかれましては、できる限りの出品のご協力をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、資料No.9に移らせていただきます。ふれあい農園「じゃがいも掘り」「親子で夏野菜の収穫」の開催についてのご案内でございます。

まず、じゃがいも掘りにつきましては、福田金蔵さん、他3園にて開催されることになっております。農園所在地、開園日時、料金、申し込み方法、問い合わせ先等についてはご覧いただければというところでございます。また、親子で夏野菜の収穫につきましては、高橋靖さん、他1園で開催されます。周知方法につきましては、共通になりますけれども、6月1日発行の「区のおしらせ せたがや」、区のホームページに掲載などにより周知をさせていただきたいと思っておりますので、ご承知おきのほど、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局から、報告事項については以上でございます。

高橋会長 ご質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

高橋会長 なければ、続きまして、次第7、その他の事項に移ります。

その他の事項がありましたら、お願いいたします。

事務局 では、事務局の方で引き続き説明をさせていただきます。

資料No.10をご覧いただければと思います。都内産農産物の放射性物質検査の結果の報告でございます。今回につきましては、右上の方にもありますとおり、5月17日、裏面の5月24日、また改めて1枚おつけしてありますけれども、5月31日と調査をさせていただいた中での検査結果の報告でございます。なお、5月31日、本日発表させていただく部分の結果につきましては、世田谷区内の農家ということで、ズッキーニのご報告がありますけれども、そちらを初めとして、そのほかの案件についても全て問題なし、異常なしでございましたので、あわせてご報告させていただきます。

事務局からは以上でございます。

高橋会長 以上で予定案件は全て終了いたしました。

全般的に質問がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 特にないようですので、本日の農業委員会総会を終了といたします。ありがとうございました。

それでは、宍戸会長職務代理から閉会のご挨拶をお願いいたします。

(宍戸会長職務代理者 あいさつ)

午後 4 時11分閉会